

自主防災組織について 【総務課】	
課題	自主防災組織の結成が進んでいない地区が多い。また、既に結成されている地区でも、自主防災組織と消防団がそれぞれ独自に活動しており、連携及び情報共有が出来ていない。
提言	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内全域で自主防災組織の結成を促進すること。 2 自主防災組織と消防団の情報交換の場を町が設定すること。 3 モデル地区を設定し、情報交換の実効性を確認後、他地区へ波及させること。
<p>【回答】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今年度は、防災講演会や防災士養成への支援も実施しました。地域防災の課題として自主防災組織結成及び活動の活性化が重要であると認識しております。 今後も自主防災組織の結成が促進されるよう、地域の防災リーダーの育成や組織結成に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。 2 自主防災組織と消防団の連携は、地域防災力を強固なものにするためにも必要な施策であると考えております。お互いの顔がわかり円滑な関係性を構築していくためにも情報交換の場は有効であると考えておりますので、それぞれの組織に対し働きかけをしてまいります。 3 モデル地区の設定は、有効な方法でもありますのでそれぞれの組織に働きかけをする中で、適した地区があればモデル地区の設定を進めてまいります。 	
自治会の負担軽減について 【総務課】	
課題	行政からの文書配布や地域の環境美化活動、募金活動等、自治会の担う役割は多岐にわたり、その負担は大きく、加入者が増加しない要因の一つと考えられる。
提言	行政から自治会への依頼業務について見直しを行い、自治会の負担軽減を図ること。
<p>【回答】</p> <p>町の円滑な自治行政の推進に自治会は、非常に重要な役割を担っていただいていると認識しておりますが、その一方で自治会の負担が大きくなっており、自治会への加入率の低下や役員のなり手不足を招く原因となっていると考えております。自治会の負担軽減については、他の自治体も参考に柔軟に対応できるよう検討を進めてまいります。</p>	
自治会未加入者への対応について 【総務課】	
課題	自治会を通して行っている行政からの文書配布では、自治会未加入者は行政からの情報が十分に得られていない状況である。

提言	<p>1 自治会は、災害発生時の対応や地域コミュニティの維持など重要な役割を担っているため、自治会への加入促進対策を講じること。</p> <p>2 全町民が行政からの情報を得られるようにするため、自治会未加入者へも行政文書が配付されるよう自治会に頼らない仕組みの構築を検討すること。</p>
<p>【回答】</p> <p>1 自治会への加入率の低下は、行政情報の共有が不足し町からの重要な情報の見逃しや聞き逃しにつながることから、自治会活動の重要性や活動の意義を再認識できるような施策を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>2 町からの情報を一人でも多くの住民に共有していただけるよう、情報発信手段や対策について有効な手段が構築できるよう検討してまいります。</p> <p>具体的には、現在LINEを活用した行政情報伝達を検討しているところです。</p>	
<p>耕作放棄地の有効活用について 【農林振興課】</p>	
課題	<p>昨今の米価の下落や肥料・飼料の高騰、農業従事者の高齢化、後継者問題等で、農業離れが急速に進み耕作放棄地の拡大が危惧される。現状の耕作放棄地も含め有効活用が急務となっている。</p>
提言	<p>1 大型農業機械が利用できるよう、耕作農地の拡大を目指した圃場整備事業を推進すること。</p> <p>2 実際に新規就農した方の体験談や耕作放棄地の写真、農機具等の紹介などの情報を、HP等の媒体を有効に活用し発信することで、新規就農に繋げること。</p> <p>3 耕作放棄地の土壌に合った商品価値の高い野菜や、短年で成木となる木を植樹するなど、町特産物の創出に町が積極的に関わること。</p>
<p>【回答】</p> <p>1 土地改良区や地元水利組合の要望把握につとめ、県と連携し効率的な生産基盤の整備を推進してまいります。</p> <p>2 新規就農については、相談会などを実施したり、就農支援サイト「Tochino トチノ」を栃木県で立ち上げたところです。今後も関係機関と連携して情報発信に努めることにより新規就農の促進に努めてまいります。</p> <p>3 人農地プランによる地域にあった営農構想により、耕作放棄地の拡大防止に努めるとともに、高収益に結びつくような作物への転換などにおいても支援してまいります。</p>	
<p>企業誘致の推進について 【企画財政課】</p>	
課題	<p>町の企業誘致に係る対応方法は、事業用地の「仲介・紹介」としているが、那須 IC・那須高原スマート IC・国道4号の交通アクセスの有利さが活かされていない。また、若者の就職のための町外転出が常態化している中、産業団地造成による企業誘致について町は、「県と連携を模索中である」としているが、目立った進展が見られない。</p>
提言	<p>1 国道4号や2つのICの交通アクセス面で有利な地理条件を活かした物流拠点や、商業施設等の企業誘致に取り組むこと。</p> <p>2 企業誘致のために、県との連携を急ぎ、産業団地用地の選定・確保に向けて取り組むこと。</p>

【回答】

- 1 那須 IC 周辺や那須高原スマート IC 周辺は国道 4 号線にも近く、企業誘致に適した地域であると考えておりますので、有効な土地の選定を含め、企業誘致の取り組みを進めてまいります。
- 2 町単独での産業団地造成による企業誘致は、財政的に困難な状況です。
しかしながら、町内の産業構造の多角化による地域経済の安定化や若者層の定住促進のためにも、就業の場の確保は重要であると考えておりますので、引き続き県と連携しながら企業誘致に取り組んでまいります。

省エネルギーの推進について 【環境課】	
課題	那須町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）に基づく具体的な取り組みを早急に進めるため、町が率先して省エネを推進するとともに、町民への省エネ支援に取り組む必要がある。
提言	1 ロードマップの作成及び検討・実現会議の設置を早急に行い、具体的な取り組みを推進すること。 2 ESCO 事業を活用した公共施設の省エネ化を行うとともに、省エネ推進のため省エネ家電購入支援を実施すること。
【回答】 1 ロードマップの作成及び作成に必要となる組織の立ち上げについては、今後、具体的な取り組みや計画の見直し等を進めていく中で必要であると考えておりますので、検討してまいります。 2 ESCO 事業については、公共施設の省エネルギー化を進めるために有効な手法の一つであると認識しておりますので、調査研究してまいります。 省エネ家電購入支援については、県が行う支援事業を踏まえ検討してまいります。	
放課後児童クラブについて 【こども未来課】	
課題	放課後児童クラブの運営を保護者会に委託しているため、保護者役員の負担が大きい。また、児童1人当たりの町支援額は、近隣市と比較して少ない状況にある。
提言	放課後児童クラブの運営を保護者会ではなく、各クラブの運営を段階的に民間事業者等に委託すること。
【回答】 運営につきましては、各クラブの規模や特色を生かした柔軟な運営を行っており、現在の運営について問題が出ていないクラブも多いのが現状です。民間委託を行っている近隣市同様の負担額を設定した場合に、現在よりも負担額が増加してしまうことに反対する利用者も多数確認できることから、早期に業務委託などの体制を図るのではなく、引き続き保護者会に事務負担を軽減するための提案等を行ってまいります。	
部活・スポーツ少年団の活動について 【学校教育課、こども未来課】	
課題	町内各小学校の部活、スポーツ少年団の活動は保護者主体で運営を行っているが、児童数の減少により、競技を問わず人数が揃わないため廃部や休部になっている部活がある。また、土曜日に指導者や保護者が参加する際、子どもを保育園等に預けられないことや、平日対応できる保護者、指導者が不足しており調整がつかず大会出場を辞退するケースが発生している。

提言	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の志向や興味関心等に応じてスポーツ活動が行える環境を整備すること。 2 競技人数を確保するため、町が関わり、チームを統合するなど部活動の継続を図ること。 3 保育園の利用条件は就労や妊娠・出産等に限定されているが、土曜日に指導者が参加する際は幼児が保育園に預けられるよう保育園利用条件の緩和や放課後児童クラブによる受け入れに対する支援を行うこと。
<p>【回答】</p> <p>1 及び 2 今後、中学校の部活動地域移行に向けて検討する際に、小学校のいわゆる部活動についても検討してまいります。</p> <p>3 保育園は、保護者の就労や病気などの状況に応じて「保育の必要性」を認めた場合、申請者の希望、保育園の状況に応じ保育の必要性の程度を踏まえ、利用調整しておりますので、提言にあるような条件での保育は実施しておりません。</p> <p>また、放課後児童クラブは、国が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」において、対象児童は保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童としており、「保護者が労働等」には、労働のほかに保護者の疾病や介護・看護、障害などが対象と明記されていることから、提言にある条件での受け入れは実施しておりません。</p>	
<p>ケアラー支援の実行について 【保健福祉課】</p>	
課題	<p>ケアラー支援条例は制定されたが、ケアラーの把握や支援への具体的、制度的な取り組みが遅れている。</p>
提言	<p>ケアラー支援推進計画を早急に策定し取り組むこと。</p>
<p>【回答】</p> <p>現在、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、必要な体制及び関係機関等の緊密な連携体制の整備に係るケアラー支援推進協議会及びケアラー支援推進計画策定委員会を設置するための準備をしております。今年度、支援推進計画策定のための予算措置がなされていなかったため、庁内の主管課を保健福祉課と定め、令和 5 年度の推進計画策定ができるよう予算措置も進めており、令和 5 年度中に推進計画を策定し、ケアラーの支援に関する基本方針、具体的施策等を総合的かつ計画的に推進できることを目指しております。</p>	